

**岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金
申請要領（再エネ設備導入事業）**

令和 7 年 7 月

岐阜県 環境エネルギー生活部

省エネ・再エネ社会推進課

0. はじめに

本要領は、「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（再エネ設備導入事業）交付要綱」を対象としたものです。「岐阜県中小企業等脱炭素化促進支援事業費補助金（省エネ設備導入事業）」の申請要領とは異なりますのでご注意ください。

1. 事業の目的

エネルギー価格高騰への対応、さらには 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、事業者は、効果的な再エネの導入が急務ですが、これらの設備投資には多額の費用が必要となります。

そこで、初期費用不要の自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援することにより、県内事業者の脱炭素化を図ることを目的とします。

2. 補助対象事業

県内に所在する施設等にオンサイト PPA モデル又はリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び定置用蓄電池を導入する事業

3. 補助事業者〔交付要綱第 3 条〕

補助金の交付の対象となるのは、次に掲げる要件を満たす者です。

- (1) 民間企業又は個人事業主（青色申告者に限る。）であること。
- (2) 補助対象事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

4. 補助対象経費〔交付要綱第 3 条〕

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は下表のとおりです。

区分	内容
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造又は据付けに要する経費
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費

次の経費は補助対象外となります。

- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 内訳が不明瞭な経費
- ・ 中古設備の導入に係る経費

- ・ 機能の追加（オプション）に係る経費

5. 補助事業の要件〔交付要綱第3条〕

- ① 太陽光発電設備の発電出力が 60kW 以上であること。
- ② 太陽光発電設備及び定置用蓄電池を導入すること。
- ③ 補助金の交付を受けた太陽光発電設備の発電量の 50%以上を敷地内で自家消費すること。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度（固定価格買取制度）又は FIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないこと。
- ④ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- ⑤ 需要家と PPA 事業者又はリース事業者との契約で、補助金額の 2 分の 1 以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除されるものであること。
- ⑥ 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。
- ⑦ 補助事業の実施に当たっては、太陽光発電設備等の設置、電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。
- ⑧ 需要家が県内事業者であること。

6. 補助限度額・補助金の額〔交付要綱第3条〕

補助限度額及び補助金の額は下記のとおりです。

- ・ 補助金は、補助対象経費から国補助※の額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額と、下記により算出された額の合計とを比較して少ない方の額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）

※一般財団法人環境イノベーション情報機構が定める「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程」に基づく二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金

【太陽光発電設備】 発電出力(kW)×2.5 万円

【定置用蓄電池（業務・産業用※¹）】 蓄電容量(kWh)×2 万円

【定置用蓄電池（家庭用※²）】 蓄電容量(kWh)×2.25 万円

※1 20kWh 超の定置用蓄電池

※2 20kWh 以下の定置用蓄電池

- ・ 補助限度額は 1,000 万円（1 需要家当たりの上限 1,000 万円）

7. 手続きの流れ

(1) 交付申請

① 申請期間

令和7年7月25日（金）～ 令和7年9月12日（金）

※予算の状況により、追加で募集を行う場合がございます。

※締め切りごとに審査を行います。

② 提出書類

番号	提出書類名
1	交付申請書〔第1号様式〕
2	事業者概要（別紙1）
3	誓約書（別紙2）
4	登記事項証明書（商業登記） ・原則、発効後3カ月以内の登記事項証明書を提出してください。 ・共同申請の場合（リース契約の場合）は、共同申請者についても同様に取得し提出してください。 ・個人事業主の場合、住民票の写しを提出してください。
5	登記事項証明書（設備を設置する土地及び建物の登記） ・原則、発効後3カ月以内の登記事項証明書を提出してください。
6	直近の財務諸表の写し ・「貸借対照表及び損益計算書」を法人名が記載された表紙をつけて提出してください。 ・個人事業主の場合、直近の確定申告書B（マイナンバー部分を必ず黒塗りにすること）及び所得税青色申告決算書の写しを提出してください。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。
7	県税の納税証明書（未納の徴収金がないことの証明）
8	事業計画書（別紙3）
9	設備設置承諾書（別紙4）
10	事業実施場所の位置図、設備配置予定図
11	設備に関する資料 ・仕様書、単線結線図等
12	見積書 ・原則発行後3カ月以内のもの ・設備費及び工事費の内訳、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかる

	ようにしてください。(内訳が不明瞭な経費は対象外となりますのでご注意ください。) ・値引きがある場合は、原則として、値引き後の金額を記載してください。
13	設置場所の年間電力使用量の根拠資料
14	年間推定発電量の根拠資料
15	導入効果の根拠資料
16	P P Aまたはリース契約関係資料 ・ P P Aまたはリース契約書 (案) ・ 料金設定根拠資料 (需要家と P P A 事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の2分の1以上がサービス料金の低減等により需要家に還元又は控除されていることが確認できる資料) ・ 実施体制表
17	その他知事が必要と認める書類 ・ 口座振込依頼書兼債権者登録 (変更) 票 下記より様式をダウンロードの上、提出してください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html ※以前に県に提出したことがあり、その内容 (社名、代表者名、口座等) に変更がなければ提出不要です。 ・ (追加評価項目に該当する場合) 企業取組の実施状況が分かる書類

③ 提出方法

- ・ 下記のメールアドレス宛にご提出ください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金 (申請者名)」としてください。

環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係
c11268@pref.gifu.lg.jp

④ 審査

- ・ 交付申請書の提出後、県は補助要件を満たすものであるかの審査を行います。その後、申請額が予算を上回る場合については、下記の点を評価の上、補助対象事業者を決定します。

<評価項目>

ア：CO2 削減率

イ：CO2 削減量

ウ：経費あたりの CO2 削減量

以下の項目に該当する場合には追加の評価を行います。

<追加評価項目（企業取組関連）>

- ・再エネ100宣言 RE Action への参加事業者
- ・SBT（Science Based Targets/科学的根拠に基づく目標）の認定事業者
- ・パートナーシップ構築宣言登録・公表事業者

（２）事業の実施

- ・申請書類を審査した結果、補助金の交付を決定した場合、交付決定通知書を送付します。
- ・交付決定通知書が送付されたら、補助事業に着手し、契約・発注等を行ってください。

※補助事業の着手は、原則、交付決定のあった日以後でなければなりません。やむを得ない事由があり、事前に着手する必要がある場合は、事前着手届を交付申請書に添付して提出してください。

- ・補助対象事業の経費配分の変更をする場合は、あらかじめ事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、承認を受けてください。
- ・補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）を提出し、承認を受けてください。
- ・補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県にご相談ください。

（３）実績報告

- ・導入した設備等を検収の上、調達先等に対して支払いが完了した時点をもって、補助対象事業の完了とします。
- ・補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日（金）までのいずれか早い日までに、実績報告書に関係書類を添えて提出してください。

① 提出書類

番号	提出書類名
1	実績報告書 [第7号様式]
2	事業報告書（別紙5）
3	支払関係書類 ・ 発注書（契約書） ・ 納品書 ・ 請求書 ・ その他代金の支払いが確認できる書類
4	P P Aまたはリース契約関係資料 ・ P P Aまたはリース契約書
5	その他知事が必要と認める書類

② 提出方法

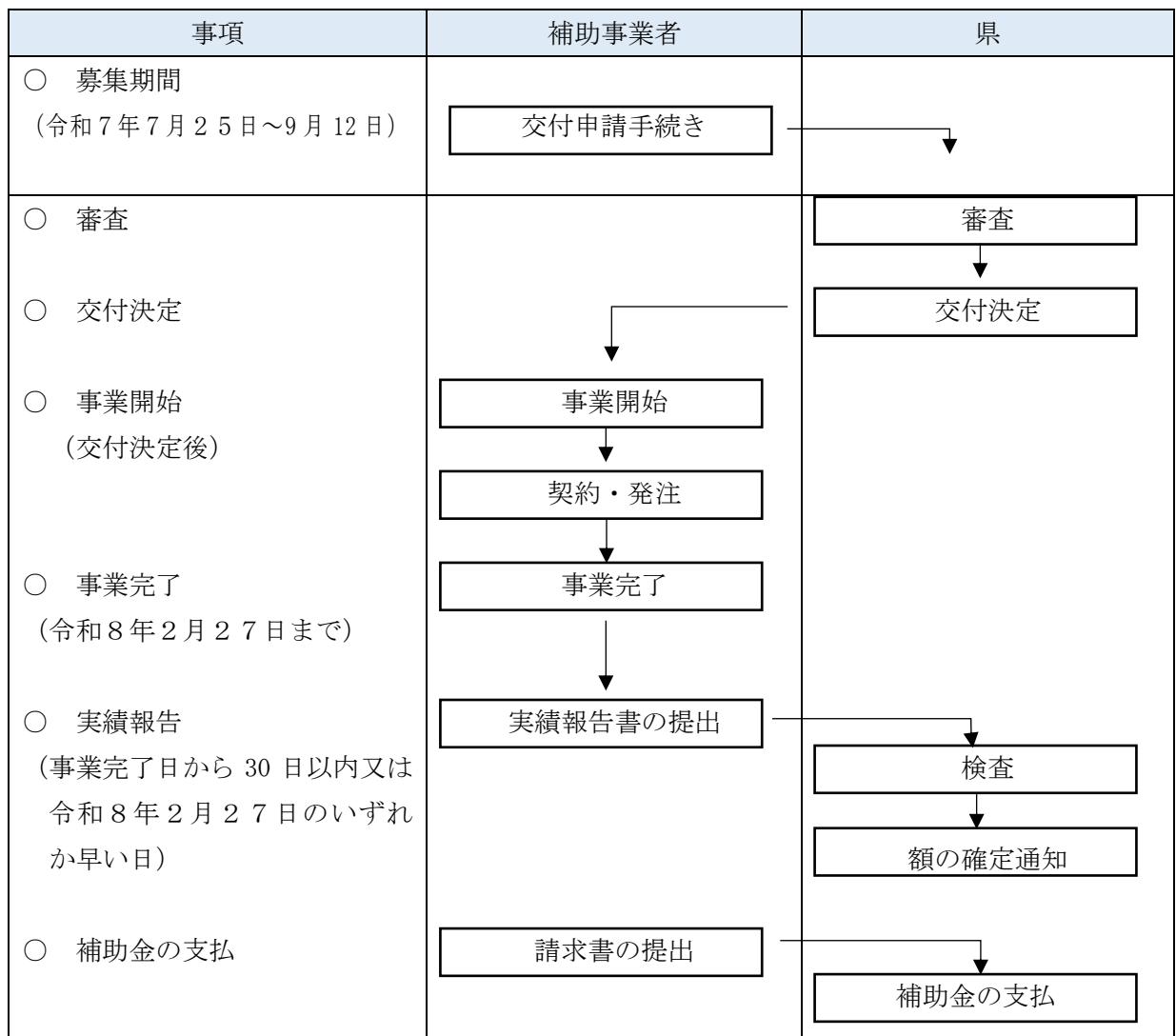
- ・ 下記のメールアドレス宛にご提出ください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（申請者名）」としてください。

環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係
c11268@pref.gifu.lg.jp

（４）補助金の額の確定及び支払

- ・ 県は、実績報告書を審査し（必要に応じて現地調査を行い）、報告書の内容が交付決定の内容及び条件等に適合すると認められた時は、補助金の額の確定を行います。その後、補助事業者が提出する補助金交付請求書により補助金を支払います。
- ・ なお、補助金の支払いは、事業完了後の精算払のみとします。（概算払はしません。）

<全体の流れ>



8. その他留意事項

(1) 財産処分の制限

- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加額が 50 万以上の機械及び器具は処分制限財産となります。
- ・ 補助事業者は、補助対象事業の完了後、処分制限期間（法定耐用年数）が経過する前に処分等（譲渡、交換、貸付け、担保に供する）する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

(2) 書類の整備等

- ・ 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以後 5 年間保存しなければなりません。

9. お問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係

電話：058-272-8835

電子メール：c11268@pref.gifu.lg.jp